

答申行政第66号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成28年5月13日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成22年度・23年度に〇〇市社会福祉協議会居宅介護支援事業所〇〇〇〇（以下「当該事業所」という。）に対し、〇〇県民局健康福祉課事業者第一班〇〇〇〇〇が行った実地指導・監査に関する記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成22年度及び平成23年度に当該事業所に対し、〇〇県民局健康福祉課事業者第一班〇〇〇〇〇が行った実地指導・監査に関する記録」（以下「実地指導・監査に関する記録」という。）を特定した上で、実地指導・監査に関する記録のうち、平成23年度介護保険施設等実地指導復命書については、条例第7条第2号の規定に該当する非開示情報が含まれていることから当該情報を非開示とするとともに、平成22年度に行った実地指導及び監査に関する記録並びに平成23年度に行った監査に関する記録については、保有していないため非開示とする本件処分を行い、平成28年5月23日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成28年5月29日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成28年7月13日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は法及び条例等の解釈適用を完全に誤ったものである。

平成23年度介護保険施設等実地指導復命書のうち、「事業所等の出席者」の職名及び氏名については、条例第7条第2号イ及びロの規定に該当するので開示すべきである。介護事業者の職員の氏名等は法令等により公にされ又は公にすることが予定されている情報である。さらに「人の生命・健康・生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報」である。実地指導が適正かつ公正に実施されたか否かを確認するために条例第9条の規定により開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 平成23年度介護保険施設等実地指導復命書のうち、「事業所等の出席者」の職名及び氏名について

条例第7条第2号によると、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、同号イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を除き、非開示情報とされている。

本件処分において開示しない部分としている「平成23年度介護保険施設等実地指導復命書」のうち、「事業所等の出席者」の職名及び氏名については、条例第7条第2号本文に規定する個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの）であることは明らかであり、同号イからハまでのいずれにも該当しないため、非開示情報として、非開示としたものである。

審査請求人からは、介護事業者の職員の氏名等は法令等で公にされ又公にすることが予定されている情報であるとして反論書が提出されているが、特に法令等であつた情報が公にすることとはされていない。また、介護事業者の職氏名を公表することが、人の生命又は財産等を保護するために必要な情報であるとは考えていない。

2 平成22年度に行った実地指導及び監査に関する記録並びに平成23年度に行った監査に関する記録について

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく実地指導及び監査は、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付け、老発第1023001号 厚生労働省老健局長通知）並びに「岡山県介護保険施設等監査要綱」（平成12

年4月1日)及び「岡山県介護保険施設等指導要綱」(平成12年4月1日)に基づき実施しており、当該事業所に対する監査については、平成22年度及び平成23年度は、指定基準の違反等の情報提供等もなかったので実施していない。また、実地指導については、おおむね5年から6年に1回のサイクルで行っており、当該事業所については、平成23年度は実施しているが、平成22年度は実施していない。

したがって、当該事業所に対する平成22年度の実地指導及び監査並びに平成23年度の監査は実施していないため、当該実地指導及び監査に関する記録については、作成していないため、保有しておらず、非開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、実地指導・監査に関する記録のうち、「平成23年度介護保険施設等実地指導復命書」(以下「本件対象公文書1」という。)及び「平成22年度に行った実地指導及び監査に関する記録並びに平成23年度に行った監査に関する記録」(以下「本件対象公文書2」という。)である。

2 本件対象公文書1に係る条例上の非開示条項等について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が

独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第9条(公益上の理由による裁量的開示)の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」ことを定めている。

3 本件対象公文書1の非開示条項該当性及び本件対象公文書2の存否について

本件対象公文書1のうち、実施機関が非開示とした情報が上記2で示した条例で定める非開示情報に該当するか否か、及び本件対象公文書2の存否について、具体的に検討する。

(1) 本件対象公文書1について

ア 条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

審査会において見分したところ、本件対象公文書1のうち条例第7条第2号の規定に該当することを理由として実施機関が非開示とした部分は、「事業所等の出席者」欄に記載された当該事業所の職員の職名及び氏名である。当該事業所の職員の職名及び氏名は、個人に関する情報であつて、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。また、審査請求人は、条例第7条第2号ただし書イ及びロの規定に該当すると主張するが、居宅介護支援事業所の職員の職名及び氏名が、ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は同ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する情報であると認められる根拠はない。

イ 条例第9条(公益上の理由による裁量的開示)の適用の可否について

条例第9条は、条例第7条の規定により非開示とされる情報であっても、開示することによる利益が非開示とすることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

審査請求人は、実地指導が適正かつ公正に実施されたか否かを確認するために条例第9条の規定により開示すべきであると主張するが、実施機関が非開示とした情報を開示することによって得られる利益が、非開示とすることによって保護される利益に優越するとはいえず、同条を適用する必要性は認められない。

(2) 本件対象公文書2について

実施機関は、「第4 実施機関の説明要旨」にあるとおり、当該事業所に対し、平成22年度及び平成23年度に行った介護保険法に基づく実地指導又は監査は、平成23年度に行った実地指導のみであると説明する。

このことについて、審査会において、「介護保険施設等の指導監督について」並

びに「岡山県介護保険施設等監査要綱」及び「岡山県介護保険施設等指導要綱」を確認したところ、実施機関の説明に特段の不自然・不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、実施機関が行った本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 7 月 13日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年 8 月 24日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成28年 9 月 20日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成28年10月14日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成28年11月 8 日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成28年12月14日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。